

(様式3)

校種	小	学校番号	38	学校名	宇都宮市立国本西小学校
----	---	------	----	-----	-------------

令和6年度 児童生徒指導に関する取組

1 児童生徒指導上の主な実態

(1) 問題行動調査等から

- 令和5年度において、本校のいじめの認知件数は1件であったが、関係児童への指導・支援を行い、児童の問題行動等は解消された。また、不登校傾向にあった児童は1名であったが、年度末にかけて登校ができている状況である。
- 「児童生徒は、時と場に応じたあいさつをしている。」の設問では、保護者、地域住民、児童の肯定的割合が90%以上である。しかし、学校への訪問者や保護者の方、地域の方に率先して明るいあいさつをする意識は薄く、さらに向上させる必要がある。
- 「きまりやマナーを守って生活している。」の設問では、全体の肯定的割合が90%以上である。全体的には、生活目標を意識して生活している様子はあるが、廊下の歩行や登下校中の様子は、学年差が見られる。

(2) 国・県・市の児童生徒質問紙・学校質問紙などから

- 放課後、ゲームをしたり、端末で動画を視聴したりする時間については、個人差が大きい。
- 高学年になると、約半数の児童が自分の端末やスマートフォンを持っており、家庭で明確な使用上のルールを設定していない児童もいる。

(3) 学校生活の状況から

- 自分から進んであいさつをしようとする意識はあるが、学校への訪問者や保護者の方へのあいさつは、実践が十分に伴っている状況とまでは言えず、指示されてからあいさつをするなど、課題が見られる。
- 自分の役割に一生懸命、意欲的に取り組む児童は多いが、根気強く取り組もうとする姿勢にはやや欠け、友達や教師をすぐに頼ってしまう傾向にある。
- 学年関係なく仲よく関わり合える児童は多いが、相手の立場を考えたり、時と場をわきまえた言動をとったりすることに課題がある児童もいる。

2 今年度の重点目標

集団生活の中できまりやマナーを守り、他を思いやる豊かな心をもち、自己肯定感を高めながら、主体的に行動できる児童の育成

3 今年度の取組（「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」に関する取組は文頭に★、「令和6年度学校経営計画重点目標」に関する取組は文頭に□、不登校対策における取組のうち重点は文頭に○）

(1) 自ら律する力（規範意識・人権・生活習慣と健康保持）の育成

★□ 児童一人一人があいさつを率先して行おうとする態度を育て、あいさつの大切さを実感し、あいさつで心を通わすことの喜びを味わせるために、年2回の「校内あいさつ強化週間」を計画する。取組内容は児童の状況を踏まえて、運営委員会で話し合い、決定する。

★□ きまりやマナーを守り、主体的に行動しようとする規範意識が身に付くよう、ルールや約束等の意義を指導するとともに、児童が組織する運営委員会が自分たちの生活の実態に合わせた生活目標を設定し、帰りの会で振り返りながら、基本的生活習慣の定着を図る。

★□ 週に1回「宮っ子の誓い」を全校生で唱和して、規範意識や人権尊重の意識の醸成を図る。

★□ 「行動ふりかえりシート」を基に、自分の行動を振り返るとともに、発達段階における目指す姿を確認し、自ら規律ある生活を実践する態度を育成する。（4月、9月、2月）

(2) 豊かな心や望ましい人間関係の育成

★□○ 主に特別活動において一人一役の割り当てをし、児童が活躍できる場や機会を設定することで、自信や有用感を高め、自己実現力を育成する。

- ★□○ 学校生活における道徳教育及びその要となる「道徳科」のつながりを工夫する取組を進め、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ★□○ 集団的な問題解決活動や、児童相互の認め合い、高め合いが実現できる場の設定、他者と関わる多様な交流活動や体験活動の実践を通して、一人一人のよさが生きる自治的な集団・学級づくりの充実を図る。
- ★□○ 読み聞かせや家族読書、校内読書月間などの読書活動の推進や活性化をはじめ、音楽鑑賞会やふれあい文化教室の機会を通して、豊かな感性や豊かな心を育む。
- ★□○ 「いじめ防止基本方針」にしたがっていじめの未然防止に努めるとともに、「いじめ」の早期発見・早期解決に努める。日常の観察だけでなくQ-U、教育相談（年3回）や学校生活についてのアンケート（年2回）を実施し、児童の実態把握を行うとともに問題や悩みごとを解消するように支援する。
- ★□○ 「いじめゼロ強化月間」を設け、児童主体のいじめゼロ集会等を通して、「いじめをしない」「いじめに負けない」「いじめを許さない」という意識の高揚を図るとともに、児童に寄り添ったきめ細かな学級経営に取り組み、安心して過ごせる学校づくりを推進する。（5月、9月）
- ★□○ 特別な支援を要する児童については、特別支援コーディネーターやSCMを中心に組織的・計画的に支援を行い、かがやきルームと効果的に連携したり、児童の状況に合わせて別室登校支援を行ったり、端末を有効活用したりする等、支援体制の充実に努める。
- ★□○ 児童にとって居がいがある温かな雰囲気の学級経営に努めるとともに、SCMを中心とした教育相談体制や別室登校支援により、不登校対策の充実を図る。
- ★□○ いじめ・不登校対策の充実を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、魅力あふれる学校づくりを推進する。
- ★□○ インターネットに起因するいじめやトラブルの未然防止に向け、発達段階に合わせた体系的・継続的な指導を行うとともに、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver.2」を活用して家庭の協力を得ながら、児童が主体的に判断して適切にインターネットが使用できるよう、児童集会や外部有識者による出前講座を実施するなどして適切な使用方法を指導する。
- ★○ 義務教育9年間を見通した上で、教育活動を見直し・改善を図り、一貫性のある宮っ子心の教育の充実に努める。
- ★○ 児童指導に係る全職員参加の校内研修の機会を確保し、児童指導を適切に行う資質や能力の向上を図る。
- ★○ 全職員による児童の状況を共通理解する場を計画的に設定したり、報告・連絡・相談の徹底を図ったりすることにより、児童一人一人を丁寧に理解し、組織的に児童指導に関わる指導・支援体制を構築する。

（3）家庭・地域・関係機関との連携

- ★□○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を幼保の教職員と共有し、相互理解の深化を図る。
- ★□○ 地域学校園の小中合同あいさつ運動の実施や地域協議会主催のあいさつ標語コンクールへの参加を通して、家庭・地域と一体となり挨拶への意識を高める。
- ★□○ 人との関わりに関する内容項目の道徳の授業を授業参観（7月）に公開し、人権教育の理念についての啓発を図る。
- ★□○ いじめ防止に関する取組や実態調査、アンケート結果などを、各種たより、学校HP、学級懇談会資料等で公開し、児童の健全育成について保護者の理解と協力を得るようにする。
- ★○ 家庭訪問、教育相談以外でも保護者との連絡を密に取り合い、児童理解に生かすため、1日休んだら電話連絡、2日休んだら家庭訪問を実施し、日々不登校の防止に努める。